
第2回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

平成29年6月19日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成29年6月19日 午前9時00分 開議

- 日程第1 議案第34号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第1回)について
- 日程第2 議案第35号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第3 議案第36号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第4 議案第37号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第38号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第39号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第40号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第8 議案第41号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第9 議案第42号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第10 議案第43号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第44号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 議案第45号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第46号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 議案第47号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 議案第48号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 議案第49号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第50号 財産の処分について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第34号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第1回)について

て

- 日程第 2 議案第 35 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第 1 回）について
- 日程第 3 議案第 36 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第
1 回）について
- 日程第 4 議案第 37 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 38 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 39 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 40 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 8 議案第 41 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第 42 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 10 議案第 43 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 11 議案第 44 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 12 議案第 45 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 13 議案第 46 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 14 議案第 47 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 15 議案第 48 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 16 議案第 49 号 日吉津村農業委員会の委員の任命について
- 日程第 17 議案第 50 号 財産の処分について

出席議員（10 名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 番 河 中 博 子 | 2 番 景 山 重 信 |
| 3 番 松 本 二三子 | 4 番 加 藤 修 |
| 5 番 三 島 尋 子 | 6 番 江 田 加 代 |
| 7 番 山 路 有 | 8 番 井 藤 稔 |
| 9 番 松 田 悦 郎 | 10 番 橋 井 満 義 |

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 前 田 昇

午前9時00分 開議

○議長（山路 有君） 開会いたします。みなさんおはようございます。本日は議案質疑を行います。質疑においては、同一議案3回まで、要旨を明確にした質疑をお願いします。

ただ今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第34号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第34号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番江田です。4点質問させていただきます。まず、歳入の方に総務費国庫補助金の中で、社会保障の税番号制度システム整備補助金が22万5,000円あります。そして歳出の方で電算処理業務委託料、一般管理費の中で434万7,000円ありますけれども、これの434万7,000円の対象の補助金が22万5,000円ということなんでしょうかというのが1点目です。

2点目は、地方公会計制度導入支援業務委託料が減額になった理由を教えてください。

次に、8ページをお願いします。8ページの教育費学校管理費の保健体育の中で、備品修繕費施設

修繕料給食用品購入、この説明をお願いします。

それと最後ですけれども、9 ページです。9 ページの社会体育の総務費の指導員の賃金、プールの使用料について説明、以上をお願いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 江田議員のご質問にお答えいたします。5 ページの国庫補助金それから 6 ページの一般管理の委託料の関連ですけれども、補助金は 22 万 5,000 円ということでありまして、これはシステム改修の予定がありませんでしたけれども、当初に、今回国の方からシステム改修の指示があったために補助金を 22 万 5,000 円いただきまして、支出の方はですね、この電算委託料の 434 万 7,000 円の内、24 万 3,000 円が支出ということになっております。で、そうしますと先ほども質問ありました地方公会計制度導入支援業務委託料ですけれども、当初その他委託料としておりましたけれども、今回この業務委託料を使う業者がシステムを使っている業者と同じ業者になりましたので、その他委託料から電算委託料の方に、業務委託料ですね、の方に移行しましたので、マイナス 410 万 4,000 円が 434 万 7,000 円の方に、410 万 4,000 円移行したということでご理解をいただけたらと思います。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、江田議員のご質問にお答えいたします。8 ページの施設修繕料、保健体育費、これは給食室の給湯器 2 台が修繕が必要となりましたので予算計上しておりますし、備品購入費、給食用備品購入ということで上げさせていただいておりますが、これはアレルギー対応のためにワゴン、食器、それと豆乳を保管しないといけない。牛乳アレルギーのある児童がありますので別個豆乳用の冷凍庫というところなんです。このアレルギー対応につきましては、今までもずっと行ってはきておりますけれども、昨年度、県のアレルギー対応のいろいろな調査ものがありまして、その結果やはりヒヤリハットという事象が他の学校でも起きていまして、そういった事象を見ますと日吉津村もさらに対応を十分におかないといけない部分があるなあということがありまして、日吉津村でそういったヒヤリハットがあったわけではありませんが、未然に防ぐために補正予算ではあります、備品購入をさせていただきたいということで計上しています。

もう一つが、9 ページの社会体育総務費の水泳指導賃金とプール使用料ということですが、これは今年 3 月に報道されましたある町での飛び込み指導によるプールでの怪我があつということに基づきまして、県の教育委員会が県内の学校すべて調査をいたしました。で、この飛び込み指

導ですが、これはいわゆる学校で行っている保健体育、文科省の学習指導要領にある指導の中では飛び込みはしない。水中からスタートをする、これが指導要領です。ただ、いろいろな大会がありまして、小学校の体育連盟の行っているもの、それから県のスポーツレクリエーション祭等で協議をする際には飛び込みでやっていたので、放課後とか夏休みに飛び込みの指導、いわゆる事業ではないところで指導をしていました。こういった事象を見ますと、県の調査の中でも6件、いわゆる報道のなかった学校で前歯を打って欠けたり、頭を打ったという事象がありました。

この原因を調べますとやはり水深が浅いというのが一番の原因かなあと考えています。日吉津の小学校は飛び込み台のところで1メートルの水深、中央部分は1.2メートルと若干深くしてありますけれども、やはりこれは飛び込みの飛び込み台を使用した、飛び込みをするプールとしては適性ではないと、深さが足りないなあというところがあります。当然授業では飛び込みの指導はしませんが、先ほどありました2つの大会に出場する際に、やはり選手として選ばれた児童は飛び込みをしないと失格になりますので、これは深い、十分な深さのあるプールで指導しないといけないというところで、この近くに東山屋外水泳場があります。これは十分な水深があって指導員がおりますので、ここにきて水泳指導をしていただく賃金とそれからそこに入る際にプールの使用料が必要となりますのでその使用料ということで計上しております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。3点ほど質問させていただきます。先ほどありました一般管理費の地方公会計制度の導入の委託料ですけれども、それはその他委託料から一般の電算事務委託料へ持ってきたということですが、当初の説明によりますと、新会計システムの導入及び財産書類の作成ということで平成28年度の決算よりその公会計の貸借対照表でしたか、中を表していくということがあったのかなと思っているんですけれども、そういうことについての委託をして、その書類を作成していくという費用ではなかったかというふうに解釈していますが、その点はいかがでしょう。どういうふうになったんでしょう。

それと戸籍住民基本台帳のところに電算委託料が34万1,000円の補正がされてます。これは金額はそう多くはありませんけれども、昨年度も666万8,000円の委託料がありまして、今年度当初にも649万8,000円計上されております。それが説明ですけれども、戸籍住民基本台帳を電算処理をして住所の異動関係や、戸籍の身分関係をよりスムーズに行うために行うという説明がしてあります。それがこれまた倍くらいの費用がかかる電算の委託料というものは何だろうかとい

うことを教えて下さい。

9 ページの公債費ですが償還金利子および割引料で 4,570 万これは地方債の繰り上げ償還という説明をいただきました。それはわかりますが、その中で土地開発公社に対して健全化を進めて行く中での費用だと思っておりますけれども、説明資料の中に土地区分ごとに借入れ上限がきまっておるといふことの説明がしてあります。これは今回 28 年度に借入れをしたものの中で、そういうことになっているという説明だったと思いますので、その区分ごとの借入の上限額というのはどういうものかということをお聞きします。

それと現在、これを返済した後、土地開発公社に対しての地方債起債はいくらになるのかという額を教えてください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 最初の委託料ですけれども、業務内容は先ほど三島議員ご指摘のとおりに内容は変わっておりません。

ただ、先ほども申しましたようにもともとシステムについて電算委託をする業務委託と、別の委託をするかどうかというところで同じ会社っていいですか、業者になりましたので、その電算委託するシステムと一括契約することになりますので、電算委託料の方に組み替えたということで、予算の関係上組み替えたということでご理解いただきたいと思います。

それから地方債の償還につきましては、以前にもご説明しましたように昨年度用地処分は 8,620 万程度しまして、その内、それは 3 月 31 日に借りたんですけれども、4 月に県の方に健全化の調査といいますか、報告でお話しをしている際に超えた部分についてはこれは借入ができません、対象外だということで返還することになったんですけれども、特に農村土地利用活性化構想につきましては、3,800 万程度ある内の 1,200 万が対象ということで、これが限度ということで実際には対象外が 4,570 万になりますのでそれを返還するということでもあります。残りの起債ということですが、ちょっと今当初の予算を持ってきておりませんが、一応処分予定が 3 億 3,100 万ほど 29 年度にありますので、その内の起債部分ということでたしか 2 億 8,000 万ぐらいあったようにちょっと記憶しているんですけれども、その中で起債をしていくということでもあります。以上です。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えいたします。戸籍住民基本台帳費の中で電算処理業務委託料の 34 万 1,000 円ということですが、これにつきましては総合宛名シ

システムという一つのシステムといいますか、業務がありまして、それにつきまして各課、各業務で関連する業務でございます。税務とか福祉関係とか保健衛生とかの関係がありますけれども、それについてどこで組むかということで、当初これがどこでも組んでなかったようでして、結局一番大元になりますのが、住基の方になりますので、ここの戸籍住民基本台帳費の方で組むということで組ませていただきました。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 公会計についてももう一度お伺いしますけれども、これは委託料の中でのことですね。一つの業者になったのでそこにまとめてその電算委託料としてもっていくということでしたけれども、やはり明細というのは別々にわかるようにはしていただくというのが良いと思います。合計いくらで、その後こういう大きいものが入っているということは、今後そういうふうには書いていただきたいと思います。あのボンこう何千万って書かれても何があるかということがわかりませんので、その方がよくわかっていいかと思っておりますけれども、それで1事業者にトータルで委託をしますというふうにしていただくのがいいのかなというふうには思いました。

それと戸籍についてですけれども、これははじめの当初の、去年と今年と同じことで事業は進めて、今回の34万1,000円はその各課、他の課への連携をするものについてのものを計上したということでしょうか。で、これじゃあ1,300万もこうかかる戸籍の委託料、電算の委託料になる事業になるということなんでしょうか。今年で終わりますでしょうかね。まんだ来年もということがあるんでしょうか。

それと地方債、公債費についてですけれども今年度は2億いくらを起債起こしていくということですが、現在までにいくらになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えいたします。戸籍住民基本台帳費の中ですけれども、1,397万1,000円というのはここには職員の給与とか職員手当とか共済費とか需用費、役務費、委託利用、備品購入費ということで全部のものが当初は1,397万1,000円組ませてもらっておりまして、ここに先ほど言いました統合宛名システムという新たな業務といいますか、そういうものが入って来るということでございます、で、今後もこの統合宛名システムというのは毎年の契約といいますか、業務としては関わってくるものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今までのということでありませけれども、約2億6,400万ぐらいですかね、が、借入ということになっています。以上です。

○議長（山路 有君） 次、最後になります。三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 戸籍についてですけれども、1,300万というのは、昨年度の委託料も6,600万計上してありまして、で、今年度また660万ぐらにあるのでそれをたすと、昨年と今年度ですと1,300万もの事業になると、そういう大きな事業ということはいえはじめからわかっておったことなのか、それとも今年はいってきてそういうふうになったのか、どこら辺が動いふうに変わったのかということをお聞きしたいということです。戸籍住民基本台帳の総額が1,300万ということはわかっております。そのことをお願いします。

すみません。それから公会計ですけれども、29年度の当初の説明資料によりますと28年度からということがありましたので、それは今年度決算報告の時から使用されるのでしょうか。そのことをもう一度お願いいたします。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えいたします。戸籍住民基本台帳費の中の委託料につきましては、当初は649万8,000円でして、概ねこの650万程度の金額というのは毎年の委託料でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一応28年度決算分ということで予定をしておりますので、そのとおりになると思います。

○議長（山路 有君） 以上で三島議員の質疑は終わります。ほかにありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。最初に7ページの薬用作物の事業について載っていますが、これは補助金が143万7,000円と計上してありますが、これは耕作放棄地対策や農業の活力増進のために、鳥取県でもかなり販売開拓に力を入れているようでありませけれども、今後日吉津村としてもですね、この事業はさらに力を入れていくんでしょうかどうなのか教えてください。

8ページ公共下水道事業特別会計繰出金について質問しますが、これはまあ公共下水補助、補正予算の中で質問してもよかったんですが、ここに載っておりますのであわせて質問したいと思いますが、この繰出金が130万8,000円ということでこれは宅地が増えたという説明を受けまし

たが、これは何軒分の家が増えたなのかですね。それからこれによって下水道設置率は何パーセントぐらいになったのか、変わらないのかどうなのか。

それともうひとつ、以前公共ますのふたの点検を全村でやられたと思うんですけども、この点検に対しての、したのかしてないのか、結果はどうかをまったく村民にはわからなかったんですけども、この辺どうお思いなんですか。教えてください。

それから9ページ、中学校組合の負担金の297万3,000円は、中学校の部室の改修の負担金だというふうに聞いてますが、これはちなみに米子市との負担率、負担比較はどのようになっていますか。教えてくださいと思いますが、それとこの負担比率は、それは生徒数によっての比率なんですか。教えてください。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員のご質問にお答えします。こちらの事業につきましてですけども、耕作放棄地の解消、防止という、村としましてもそういったような貢献いただけるというふうに考えております。期間としましては、この事業につきましては最長が5年間ということで、5年以上はそういった形で栽培の方を計画していただくというような形になりますので、その間につきましては村の方としても、事業者の方に寄り添うようなかたちで事業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 益田課長、次公共の下水。

〔「設置率はなんぼかということと、去年点検したやつと点検した結果はどげなかという休憩とってでもいいだで」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） そうしますと松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員のご質問にお答えいたします。中学校組合の負担率はどうかということですが、これは生徒割になっていますので、今年度の場合、今、日吉津村が107人、総生徒数で475人いますので約22.5パーセントの割合となります。

ただ、この度とといいますか、国庫補助金とか県の補助金とかそういったもの差引いた残りの、一般財源をお互いに負担をする割合というところが金額になっていますので、国庫補助金とか先に引いてしまいます。

この度の補正の中にも、主なものが部室の改修ということでご説明しておりますが、他にもバックネットとか、それから学校支援ボラとか細かい事業がありますが、主なもので部室の改修だということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 時間をちょっと、休憩を下さい。

○議長（山路 有君） 暫時、休憩します。

午前 9 時 28 分 休憩

午前 9 時 30 分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。

益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） まず、戸数ですけれども、こちらが 5 区画ということになっております。であと、設置率につきましては、戸数で 96.2 パーセントとなっております、今後この 5 区画で設置がされるということで、プラスアルファが見込まれるということでございます。

点検の結果ということですが、今精査をしておりますので広告の内容につきまして検討をしておる最中ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9 番松田 悦郎君） 9 番、松田ですけれども、最初の質問はですね、最長 5 年というのは説明で聞きました。わたしが言っておるのは、日吉津全体でこれからこの事業に対しての力を入れられますか、それともどうなんですかということを知りたかったわけです。それから次の公共下水道の各家庭に点検に来られたというのはいつ頃だったか、結構前だったと思うんですけれども、これいつ頃のそのどういうふうな恰好で発表っていうか、示されますか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） まず、最初の薬用作物の補助金の考え方ですけれども、従来こういったような事業がなかったということで、近隣町村といろいろ情報を収集しながら県と協議しながら進めておる最中でして、将来的に日吉津村でどうということは、はっきり言いまして現在検討中というような状況です。

あとあの、点検結果ということなんですけれども、こっちの方につきましても、ちょっと先ほどお答えしたようなところで、ちょっと、はい、いそがしいというところで、ああすみません。急がせておるところです。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。松田議員。

○議員（松田 悦郎君） この点検はいつごろやられたか覚えていますか。いつから始めたのか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 27年か8年かといったところだと思います。

○議長（山路 有君） 以上で松田議員の質疑を終了します。ほかありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 同僚議員の質問もちょうど出ましたので引き続きみたいな形になりますけれども、先ほど出ました薬用作物の生産振興対策事業の関係について聞かせていただきたいと思います。

あの質問回数が3回ということですので、まとめ聞きになりますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

まず第1回目の質疑なんですけど、この事業は当初予算でなくて補正予算、まあこれ大切な事業だとわたしも思います。とつても、農業再生を占うような事業でございますので、まあ今後継続する、ずっと5年間ですか、まで継続していくどうかは別としてという先ほど課長の方からの話もありましたけれども、ようはあの、そういう重要な事業が当初予算ではなく、補正になった理由というのは何んだったんでしょうか。

それから事業主とこの中で、概要書で出てきていますけれども、法人などではなくて個人の農業者になっていますけれどもこれはどうしてなのでしょう。

それから二つ目が、県下の他の自治体で同じような事業をやっているところがあるのか、あるいは今向かっているところがあるのかというのが2点目であります。

3点目がですね、やはり農業を再生を期待するのであればやはり継続した需要が認めるんだろうかとかというゆうようなことや、販売ルートなんかは確保できるのかというようなことが気になります。この点についてお聞きしたいと思います。

それから4点目は、金もうけにならんと農業者はやりませんよね。採算にあうだろうかというようなことも検討されてるんでしょうか。

それから5点目、やっぱり農業再生ということで再生協議会なんかもできてあったり、いろいろあるんですけども、そういうような中でこれは事業としてかけられたんでしょうか。検討されたことがあるんでしょうか。あるいはこれ補助金になっていますので、いわゆる補助の委員会がたしかあったと思いますけれども、そういうような中で検討されているんでしょうか。申し訳ありませんけれども、以上5点お聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 井藤議員の質問にお答えします。まず、補正になった理由という事なんですけれども、こちらの方にこういったお話しを持って来ていただいて、予算を付けるというその時期的なところが、当初予算に間に合わなかったということで今回補正予算を上げさせていただいたということになります。

事業主、個人ということなんですけれども、将来的には法人を目指すという形で取り組んでおられるということです。

県下の他の自治体で同様な取組みがないかということなんですけれども、甘草につきましては江府町の方で取組みをされておるといふふうに聞いております。あとあの、薬用作物の関係につきましては米子市でありますとか、あと琴浦町といったようなところでも取組みをされておるといふことでございます。

販売のルートということなんですけれども、こちらにつきましては委託をされておるといふことで、委託先の方で販売ルートを確保されておるといふことでございます。あとあのまあ、採算にあうかという話なんですけれども、委託販売をされておるといふことでございますので、そういった中で事業を進められておるといふことでございますので、そういったことで、ご本人さんの方が実施されておるといふふうには思っております。

再生協議会で検討がされたかということなんですけれども、こちらについては荒廃地対策という部分については、日頃から再生協議会の方で検討させていただいておりますけれども、個別の案件としてこの薬用作物の関係については、協議してはいないということです。以上です。

村の補助金審査会ということなんですけれども、県の補助金が前提になりますので村の補助金審査会というものにはかけておりません。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） もう少し詳しく知りたい部分もありますけれどもまあ、回数限定されておりますので今お聞きしたとおりだといふふうに理解して、さらにちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、これ事業の負担区分が、事業費ですか、県が3分の1、村が6分の1、事業主が2分の1という具合になっております。

今お聞きしておりますと、販売ルートについては農業者の方で考えられるんだらうと、あるいは村としては主が荒廃地対策だというようなことのようなんですが、けどもここに書いてある、たとえばこの事業概要書に書いてあるのを見ますと、決してそんなことじゃないんですよ。地域の特性を生かして栽培される薬草の、生産拡大及び産地育成を目指すというようなことが事業

説明では書いてありますし、それからいわゆる荒廃地というのは本当に簡単ところで、輸入依存している薬草の栽培を促進し、国内産原料の安定的な確保、畑地での新たな作物の栽培面積拡大などによりということで荒廃農用地の面積をですね、少なくしていくと本当に壮大な事業概要が書いてありますけれども、先ほど話したような負担区分だということなんですけれども、はたしてこの事業の推進主体はどこになりますか。県になりますか、村になりますか、事業主になりますか。

またこれがポチャった時まで考えたらいけませんけれども、推進が無理であった時のそのいわゆる推進責任はどこにあるようになるのでしょうか。

この点まず一つ聞いてみたいと思います。それからこれが一点目です。あの余談になるかも知れませんが、2分の1これ事業主といいますか、事業主に2分の1の負担になっています。これは本当いったらですね、そんな不安定な状態で本当に2分の1も事業者負担できるのかどうかわたしはむしろそちらの方、ちょっと心配してあげるんですけども、ですから今言いましたように事業主体はどこになるのか。あるいは事業責任はだれにあるのか。結果についてはだれが責任をとるのかということについて1点はお聞きしてみたいと思います。

2点目が先ほど関連もありますけれども、補助期間を最長5年とすると、5年とされた理由は为什么呢。なおかつ、またということで但し書きふうに書いてあります。平成30年度に平成31年度以降の補助事業継続の見直しをすると書いておられますけれども、何をどのように見直しされるのか、この点についてもお聞きしてみたいと思います。

3点目にこの補助対象のところに書いてありますけれども、栽培技術の確立、新技術等を活用した面積の拡大、反収向上の実証栽培というような、本当に大きなまたこの部分が解決されなければやはり農業再生の柱にはならないと思いますけれども、こういうような栽培関連情報の、今、江府町で甘草があるということでしたけれども、ほとんど取られてるかどうかわかりませんが、要は新たな事業ですので、どんどん情報を集約しながら推進していかないけん事業だと思います。

それから栽培する品種なんかはすでに決まってるんだろうかというようなことがあります。それから栽培する苗なんかはどうされるのか。除草なんかはどうされるのか。使用可能な除草剤の用途はついてるのでしょうか。あるいは、コストパフォーマンスといいますか、再三先ほど言いましたようにあうんだろうか、本当に検討、今後していかにやあいけんことがいっぱいあると思うんですけども、現在のようなこの状況で本当に事業はそれだけのものを期待ができるんだ

ろうかと思います。あの、元来、2011年ちょうど東日本の大震災が発生した比ですけれども、あの頃から全国的にこの薬草、生薬の栽培事業が必要じゃないかということで民間の企業がですね、自治体と連携しながら求めている。

というのが値段がやはり高くなった。中国では野草状態からの採取だったようでして、野生のですね。だから値段が高くなる、それから中国も土地が荒れて国の方が輸出を抑えてきたというような経緯もあるようです。そういうようなことで始まった事業で、本当はまだ先どうなるか混沌とした状態だとわたしはそのように認識しております。

まだあの、申し上げたいことはようけありますけれども、そういうような状態体で先ほど3点ちょっとお話しさせていただきましたけれども、こういうような壮大なといいますか、多くの問題点を抱えたことなどについては、今後どのように推進する上で考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） まずあの、事業主体ということですが、こちらについては事業主の方が事業主体ということで理解しております。

あとあの、責任ということなんですけれども、そういったようなことにならないためにも県なり、関連機関、常に連携を取りながら取組みを現在も進めておりますし、今後も継続してそういったようなかたち、連携を取りながら事業主の方を、サポートしていくというような取組みを継続していきたいというふうに考えております。

あと、補助期間5年ということでこちらの方、これは県の方のこの事業の要綱に沿った形で載せております。で、3年に1度この事業の内容を見直す、必ず見直されるということではないということですが、30年度がちょうど3年になるということで、そういったような形で継続の見直しということでもあります。

生産の拡大なり、反収の向上、そういったような点につきましては、鳥大農学部の方と契約をされるような形で実験的に進められる部分もありますので、そういったような効果が反収の向上でありますとか、あと除草でありますとか、苗の関係そういったような点につきましても鳥大の方の研究なり、試験なりということで実施をされていくというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。まだまだ、つまっていないなという感じを受けました。甘草なんかについては平成23年ぐらいまでは、あるいはもっと最近までかも知れませんが

けれども、中国から野生のものを 100 パーセント輸入しとるですよ、は、承知しておられますか。それをいかに採算があうようにまた短期間で栽培ができるように、合わせようということで今一生懸命、その協議会、自治体自体が協議会を作ってその中でいろいろお互いに情報交換しながら推進しているというのが実態です。

ですからね、この補助金だけポンとあれしてというようなことだけであれば、事業はなかなか完遂できないというわたしそのように思いますし、また不安があります。折角やった農業再生のカギだということで、折角やった事業がそういうような軽い気持ちではむずかしいなという気がします。ですから、今 100 パーセント中国から輸入になっているようなものが果たして今それだけ需要ルートが確保できるのだろうか、さまざまな点からね、検討していけないけんことだろうという気がします。

期待は大きくもってもらえるということでしたので、期待が大きいのであればやはりわたしは農業者、一個人、将来的には法人に任すということのようですけれども、一個人に、農業者一個人が事業主で、というようなそんな補助金の出し方はやっぱりあまりよろしいんじゃないだろうかという気がいたします。県と村の予算全額でということは、検討されたんでしょうか。ということと、それからあの、村長へちょっとお聞きしたいと思いますけれども、事業者から多分補助金申請書類が出ておると思います。事業の推進計画に基づいたものが出ておると思いますけれども、これを一つ議会の方へも出していただけないだろうかということがありますがどうでしょうか。

それと議長の方にお願ひしたいんですけれども、こういう大事な事業ですので所管の常任委員会で、この件については十分再度検討していただきたいとこのように思いますけどどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 中国からの輸入が 100 パーセントという中でこういったような事業を展開するということで、まああの、従来にない取組みということではありますけれども、先ほども言いましたけれども、委託契約を結ばれる中で販売をされていくというふうに向っておりますので、そちらの委託先の方から販売が進められるというふうを考えております。

○議長（山路 有君） 村長。

○村長（石 操君） 個人事業の補助金の可否はということでございますが、これについてはわたしもかつては補助金というのは、3 人以上の団体にならないと補助金が出ないという認識もあったし、そういう事業展開であった時代もありますので、仮に蕎麦屋をしようと思っても補助金が出なかったという時代がありました。しかし、ここにきて個人事業主に補助金を出して、その

事業を支えるという事業の補助金が出るようになったのはこの近年でございまして、特に農業、商業、それぞれ補助金が出るようになったというふうに考えております。とくに商業あたりでは、まだまだ補助金導入というのはむずかしいですけれども、貸付金を受けてやられるということで、農業にいたってははっきりと補助金が個人事業型に、個人の事業主に対しての補助金が出るようになったということです、それは県がそういう制度をお持ちになったので、やっぱりそれに向かって地域の農業を事業主として頑張っていくということでありまして、その制度の支えを県と一っしょになってやっていくということでありましてご理解をいただきたいと思っております。それから事業者からの補助金申請の内訳を見たいということでありましてけれども、これは可能な限り提出をして行くということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 先ほど、井藤議員の方からありました、議長の検討していただけないかということで、この問題については全協、並びに該当の常任委員会で一度検討をして、ご返事したいというふうに思います。よろしくお願ひします。

以上で井藤議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。チャンスをいただきまして、ありがとうございます。まず、2点についてお伺いをしたいと思います。1点目は教育委員会の関連について、それからあと2点目は公社について、この二つしたいと思います。

まず、予算書の9ページですね、これは先ほどのとは、同僚議員のとは重複しないと思います。まずあの、ひえづのうたについてなんですけれども、これはまあ教育長の方がご専門かと思えます。まず、謝礼についてはまあ金額の云々よりも、何名の方で構成されておられるのかなということと、それでこれらの現在の進捗状況。以前にも若干説明受けたかもわかりませんが、なんかふれあいフェスタには間に合わせたいなということもお伺いしたんで、その辺を説明できる範囲内でお答えいただきたいと、というのが一点。

それからこの飛び込みの話がもう一つお願ひしたいと思えますが、たとえば箕蚊屋校区内とか西伯郡の大会、日吉津小学校を使ってやっていますけれども、そういう飛び込みができる云々というのは東山に行ってということの説明だったと思えますけれども、やはり郡民大会の時にほとんどの子どもさんたち、まあ跳び込んでっているんですけれども、そうしますとそういうのんに

出場される子どもさんは、やはり全部東山にお連れをして練習をして本番の大会に臨むというような形を今後取られていくのかなというふうに思うんで、その辺がわかればというより理解できるように説明をいただきたいというふうに思います。

それから県の姿勢としては原則的にもまったく学校教育では行わないということが方向づけられておるのかなという確認、以上が教育委員会。

それから公社の話ですけれども、同僚議員からも先ほども質疑があったと思います。今回は地方債の償還ということで歳出を4,570万ということであります。それで歳入の方については財調基金から充当するということで、最近この近年財調の部分がどんどん大きくして、ここの部分が一の用金対策といいますか、そこの部分で概ね2億近くもこうなっていて、公社のこういう状況の時に対応するような構造になっているようにわたしがった見方かもわかりませんが、そういう財政といいますか、組み替え構造になっているんだというふうに思うところあります。それに対する所見、わたしの見かたもありましょうし、それに関連してといいますか、すべてこれらがリンクをしておるわけですが、予算の説明の中では、この先行取得の適正な借入額に修正するというので一般財源の4,570万の財源の説明のことがあったわけですが、この公社の決算説明の中で、これらを見ていきますと公社の説明書の7ページを見ていきますと、ようするにここでいう土地の面積表示が載っているのが、4の1と1の8の2カ所ありますよね。面積127平米と627平米、あわせて754平米、これらの原価合計が4,557万9,036円ということになります。概ねここの該当額に充当していくということで理解をしていいのかなということを思います。

それでちなみに、この7ページの公有用地の村土地活性化構想用地4の1、原価3,849万9,630円。127平米、平米単価30万3,146円坪あたり100万円。いい値段ですね、日吉津にもこういう土地があるんです。それで海浜運動公園1の8、627平米原価707万9,406円、平米あたり1万1,290円、坪あたり3万7,000円ということが分析の中ではわかるわけがあります。

それで、この原価ということの意味についてといいますか、この原価の性格はポカというよりもこれらには利子なり云々ということがもちろん載つとるないうことで、過去のわたしこれの資料を引きずり出すことがちょっとできなかったものですから、それらについてどういう概念といいますか、考え方で対応していけばいいのか、今後これらは決してこれがいいとか悪いとか云々よりも、どういうふうに対応していかなくてはいけないかなということが今後のテーマでありますので、その辺で説明をいただいて理解を深めたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。わたしの方からはひえづのうた制作の進捗状況についてお話し申し上げまして、それ以外のことに関しては課長の方からお答えいたします。

ひえづのうたですけれども、現時点の目標は盆踊り花火大会の時点で、何らかのかたちでその時の状況をご披露申し上げたいというふうに目標を設定しております。完成形にはまだならないかも知れませんが、そういうつもりでおります。現時点メロディーはできまして、歌詞もほぼ出来上がりまして、あと一番最初の音入れ、ためしの音入れをこれからできるだけ早い時期にやろうというふうな段階にきているところがございます。以上であります。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。ひえづのうたの委員ですが、これは12名です。予算上は10名の3回を組ませていただいていますのは、構成メンバーの中で役場関係の職員等がおりますので、この部分については費用を計上しておりません。

つづきまして水泳の飛び込み指導ですが、繰り返しになりますが、繰り返しのある部分がありますけれども、先ほども言いましたあの、学校の授業中ではもとより指導はしていません。ただ、大会等の出場の関係があるので、放課後であったり夏休みに飛び込みの指導を今まではしていたというところです。

県教育委員会が5月15日に出しております通知は、学校プールでの飛び込み練習については、今後は児童の安全性確保のため、小学校では学習指導要領に準じて、課外活動においても飛び込み指導を原則行わないこととする。ただし、県教育委員会が開催する飛び込み指導に係る講習会を受講した者のみが、例外的に飛び込み指導を行うということになっています。これが県が指導しているのが、6月6日倉吉の東高のプールで指導しているというような報道がありましたが、ここは水深が十分にあります。

大人が入ってプールの中で指導している写真が写っていましたが、わたしと同じくらいの背の高さの教員が、胸の、いわゆる肩ぐらいまでの水深があるような写真が写っていたので、大会についてであります、小学校の体育水泳大会これは小学校の体育連盟が行っている分、それと県のスポーツレクリエーション祭で行っている部分、これの郡予選については伯耆町のプールを使うようにしています。ここも水深が1.1メートルと浅いです。施設の管理上ここでは飛び込みはしないということに今年の大会から変えました。なので、ここは水中スタートです。ここ

の成績の良かったものが次の県大会に進んでいくわけですが、この県体の会場が東山の屋外プールということで、ここは水深2メートルあるということですし、県の競技としてここでは飛び込みができるので飛び込みをしないとスタート、いわゆる競技上ルールにのっとってのスタートをするということです。

ただそこでの飛び込みの指導をしておかないと、選ばれた児童がそこでの飛び込み方法の指導が必要ですので、現在ここの補正で組ませていただいております。先ほどありました箕蚊屋中学校の親善の水泳大会ですが、これは27年度から跳び込みは禁止しております。ここはもう水中スタートで初めております。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 土地開発公社のこの頃の方向といいますか、これから迫られておる対応でありますけれども、29年度をもって国の地方の国が言われます公社の健全化計画を、29年度おしまいにするということでもあります。それについて国は適切にものについては、起債を地方債を発行して、交付税の優遇措置を設けるということでありましたので、それに従って動いておるわけであります。従来は公社の会計公社の中で借りたものを公社の業務ができた、公社の当初の取得の目的ができた時のように村から補助金をもらって土地代として払うと、借りておった物を払うというスタイルでございます。

で、ヴィレステがそうございました。公社の土地でしたので、ヴィレステの建物をする際には、土地代として開発公社に1億だったと思いますけれども、そんな金を払ったということでもあります。そのようなことでは、開発公社のいわゆる長期保有になっておる土地の解消ができないということで、いわゆる地方債を充当して公社の健全化計画を立てなさいということでは、公社が持っておりました土地を、借入金を使って村の名義にするということが、この健全化計画の大きな柱であります。土地の処分が当初の初期の取得目的に従って、その処分ができたものについては、いわゆる公社が国が発行を許可しました地方債の借入金は、繰り上げ償還をするというのが前提でございます。

そういうことで、この29年度に健全化計画の最後の年になっておりますので、今大きなところでは従来長年の地権者との交渉を、最終の感じで頑張っておりますけれども、それは健全化計画の中でとりあえず村が地方債を発行して公社の起債を、負債をなくすという前提でものごとを進めますけれども、村が公社の土地代の償還に充てる負債を抱え込むということでもありますけれども、その後関係者との、地権者との協議がいたら、借り入れたものは繰り上げ償還をしなけ

ればならないという前提がございますので、そこでその公社と第3者との土地契約の話がついた段階で、現在ございます財政調整基金が8億半ば以上ございますので、その内の半分は、4億ほどは財政調整基金だというふうに思っておりますので、そのもので土地の話がついて村が処分するということになると、起債をそのままにしておくわけにはなりませんので、財政調整基金を使ってそこを解消をして行くという方向で進んでおりますので、財政調整基金の使い方はいつてみれば一般会計上の財源不足を、年間調整しながら運営をしておりますけれども、もう一つ大きな8億という基金全体の中では、開発公社の最終処理に使う、最終課題の解決のために使う金は財政調整基金だというふうにご理解をいただきまして、途中の起債の発行、これから健全化計画の中で発行します起債は、途中経過だというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

それから原価と簿価と、取得価格と今の価格ということになりますと、利息や経費がかかっておりますので非常に高いものになっております。ただ、取得当時もいい値段であったわけでありましてけれども、それはそれでその当時の評価としては、事業進行上はその価格を良しとして取得がなされて、特に活性化構想のところでは16年分割だということ、127平米ずつということありますので、その年数経過分は金利が膨らんだり、金利が上乘せになったり、短期借入金ということで金利が上乘せになったり、手数料がかかったりということありますので、ここまで来たということで、それは右から左に処理できなかつたという経過がありますので、ご理解をいただきますようお願いをして、個々の土地がどうのということについては、ご指摘のあった海浜運動公園用地の点について担当課長の方から答弁をいたします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほどありました農村土地利用活性化構想用地127平米ということで、原価が3,800万ということでしたけれども、一応対象になっているのはその内の1,200万ということで、海浜運動公園の7ページ1の8と、それから1の10と1の18が対象経費ということですので、それ以外の4,570万というものが、今回繰り上げ償還ということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 再質問、2回目させていただきます。まず、プールの話ちょっとしつこいようですけれども、たとえば郡体でそのプレ大会といいますか、その時にはたとえば東山でやりませんか。今のB&Gだとかたとえば日吉津、その場合にリレーをする場合には水中

発進リレーですか。それをまず確認したいと思います。

それと今の公社の話で、今の127平米分は要するに、ようやくこれで16分の1ずつを今の物産館のあすこのところなわけですけれども、これで満期終了で登記簿上はすべてが日吉津村のものになりましたよということで、今の法務局で完済ということであるというふうに思っておるわけでありまして。まあこの中身の単価の云々と言い出せばきりがないと思いますけれども、わたしがようするに構造的なもので理解をしていきたいなと思うのは、やはりきちっとこれに利息がかかったものなんだけれども、これをやはりこの度の計画に基づいて執行をして、予算編成を財調なり云々をそこを利用して行って、今年なり来年なりの部分ですっきりくっきりいきますよということの、執行部の気持ちとか決意をお聞きしたかったわけでありまして、その辺だけ確認の意味でお願いをしたい。それから今のプールの件でお願いをします。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） プールの件ですが、郡の水泳大会、スポレク祭ともに先ほどいいましたB&Gを使います。B&Gでは水深の関係で今年から水中スタートということで、リレーではお互いに水中スタートで、お互いにこの水中スタートでコース内でどうやってバトンをどうやって引き継いでいくのかっていう部分につきましては、水中スタートということで各競技の検討委員会の方から結論は出ていますが、コース内でどのようにうまくそこを引き継がせるというところでの詳細までは聞いておりませんが、とにかく水中スタートでやるということで飛び込みは禁止ということでありまして。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 活性化構想の開発公社に関わる部分は、そこで一つは使用料ということで、長らく年数を掛けながらここに来たということですので、議員のおっしゃる通りでありますので、ご理解をいただきますようお願いをしますし、それから活性化構想の用地では全体的には10ヘクタールもありますので、その他のこともあったりもしますので、その辺では引き続きエリアが、わが村の人が出入りされる中心のエリアになるよう努力もしてまいりたいというふうに思います。

それから開発公社全体でいきますと、まだ海浜公園の事業のことなどがありますので、引き続き課題の解決に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをしてご答弁いたします。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） すみません。たびたびひつこいようで、プールのことでまた、ようするに水中スタートということでわかりました。それでタッチの仕方なり、スタートの連結の仕方は検討中であるということで、といいますのが多分今までのタイムと全くそれがあてにならない、あてにならないといっちゃあ失礼ですけれども、いままでの過去のタイムとの比較のしようがないケースがでてきますよね。その場合に任意でうちのチームは飛び込みさせますというようなことではそろいませんから、水中スタートなら水中スタートで統一するというところで理解をしいいんですか。以上です。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） それぞれ2大会の郡の役員として施設等が飛び込みに適さないということですから、今年から変えると、今年から水中スタートに全員がするということですので、どっかのチームは跳び込むよ、どっかのチームは水中スタートだよということにはなりませんので、郡の記録はそういうふうに変ってくると、ただ県は十分な水深のある所で行いますから飛び込みスタートだと、これはそれぞれのところで逆に飛び込みスタートじゃないといけないよということですから、飛び込みの指導が必要になってくるということでもあります。以上です。

○議員（7番 橋井 満義君） はい、わかりました。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 3番、松本です。薬用作物、先ほどから出ていますが、初めてのことで、どうしてもわからない点が多いので質問させていただきますが、概要書の方の平成30年度に、先ほど井藤議員からもありましたが、31年度以降の補助事業継続の見直しは3年で見直す決まりがあるというお話しでしたけれども、これが平成30年度という今29年ですので、次の4月あたりからかなと思うんですけども、あまりにもタイミング的にこの補正で出てきたのが、結局この補助事業継続がどちらかという後ろ向きなのかなってちょっと性格が悪いんでそういうふうになってしまうんですけども、そこで今補助金を使わしていただいってという感覚でみてしまうところがあるんですけども、5年間の合計ですね、上限額が900万で県が300万、村で150万です。ここの分で今回は一般財源で48万、まあ50万くらいを使うということなんですが、あと100万ちょっとこれは万が一継続された場合は5年間の間に、事業主さんというんですか。そちらからもう少し補助金を下さいと言われてたら動くものなのか、村の方から様子はどうですかと聞いて出してあげるものなのかという点を一つと、万が一31年度以降

はもう補助事業はしませんとなった場合に、村の対応はどうされるのかという所をお聞かせ下さい。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松本議員のご質問にお答えします。この3年で見直しをされるということで、まあ県の方の事業に関してですので、ちょっと村の方でどうこうっていうことはこちらの方も把握しておりませんので答弁できないんですけども、5年間これが継続ということで、村としましては5年間の合計で150万になります。

当然、この予算150万の枠を超えますと5年以内でありましても、補助金の限度を超えるという形になりますので、それ以降につきましては事業主の方の手出しという形になるかというふうに思っております。

見直しがあってこれがまあ事業がなくなったらということについてなんですけれども、すみません。そこら辺につきましても、ちょっと県の方の事業の関係ですので、そういったようなことにならないようかたちで県の方とも協議、そういった場合には協議を重ねて行かなければならないのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） 県のやられることだということはわかりますけれども、事業をされるのは村の方ですし、村のこれを見るかぎり荒廃農地をどうにかしようという思いでしていただけるんだろうというこちらはとっているんですけども、それなら頑張っていたきたいという思いもあるんですけども、実際問題がまあ、いわゆるおっしゃるようにわからないというのが一番の点じゃないかなと思いますけれども、その辺が今回この急ぎでできた補正を議員としてもどうするんだろうというのが、先ほどの同僚議員の話でもあったと思うんですけども、その辺はまた考えていきたいと思っておりますけれども、他町でもいろいろと問題があった点もあったんですけども、薬用植物ということですけども、その辺の考え方は村としてどうなんでしょう。そのことによって、この補助が後ろ向きじゃないかなという思いもあったんですけども、その辺の考えはどうでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 補助事業の29年度の年度途中からの補正だということでございますが、実は28年度に甘草を生産者は導入していらっしゃるということでございます。28年度導入経費については、補助をしてほしいというような思いもありましたが、それはできませんと、その今、

28年度中に生産された。導入されて作付されて、それ以後を生産を円滑にする、収穫をする、それから種苗で、種で播種をしてみると、それからその種が育って苗ができたという行為については、29年度の補助事業だということに、29年度以降の補助事業にしていますので、29年の当初予算の段階でその話もいただいて、いわゆるこれから後の今の昨年入れられた28年度に入れられたものの栽培管理や増殖事業などを補助事業としてとったということでもあります。

あのそれから建設産業課長が答えましたけれども、栽培として全国に多少事例があったり、県内でも栽培が議論されたり、検討されたり実際に栽培ができておるということでもありますけれども、決してまだ、まだ、中国から入らなくなったので製菓会社の意向を受けて日本で栽培をするという、まだまだ初期の段階ですので、鳥大との連携は非常に欠かせないところにきているということだと思います。

それがわからない、いわゆる先が見えない、わからないという状況の中での県の補助金の申請を、この程度ならということここでこの議会が通ってから補助金申請をしますので、改めて事業者さんは県のヒヤリングを受けられると、栽培計画などを出して受けられるということでもありますけれども、それを出されるにあたっての指導はしてきたつもりでおりますけれども、その中で村の補助金が通って、県の補助金にのってくれればいいなという気がしております。その時初めて村の補助金も、県の補助金が村にきて、県の補助金と村の補助金をいっしょにして事業者に交付するというスタイルでございますので、わからないところがありますので非常に不安も、生産者そのものも、事業主そのものも不安をもちながらのことでもありますので、結果がよければわが村の非常にいい状態をかもし出すということになろうかと思っておりますけれども、どこかの町村であったような事例になってはいけません。

当初はどの事業だったかわかりませんが、そういう過去に生産されておったものを生産しようという取組みでありましたが、いかんせんその事業主やそこに関わっていらっしゃる皆さんがいわゆるやってはならない法律事項に抵触されましたので、同様なものを栽培をしておったということでもありますので、それは事業中止ということで町は県に対して補助金を返すというような態度表明もされたというふうに理解をしておりますので、決してそういうことになってはならないですし、あくまでも善意の中でそのわが村の農業や荒廃地対策、そして生産活動に繋がっていくように努めて行きたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本 二三子君） それでは村が48万ですね、これを荒廃農地をなくすために頑張

っていただきたいということで補助金を出して、それから県にとおるかどうかというのがわからない状況でそこから動くということですね。わかりました。わかりましたので、いいです。

○議長（山路 有君） 以上で松本議員の質疑を終わります。

ほかありませんか。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。同僚議員の質問がありましたとおり、ちょっとプールのことについてはもう少しお聞きします。今このオリンピックでね、水泳競技といたら花形ですけども、水中スタートのどうのこうのというのは、昔に帰ったような感じ、わたしのは加茂小学校でプールがなかったです昔ね。

プールがないけん米子市の大会に出る時にはね、日本海で飛び込みの練習を、それぐらいの感覚ですよ、今この感覚をみておると、それで根本的にあまりにもこの今の安全というのがありますけれども、それじゃ水深なんぼいるんですか。安全な飛び込みに。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。日本水泳連盟のプール水深とスタート代に関するガイドラインというものが出ていますが、その中でプール公認規則、これは平成13年4月に改正されたものですが、スタートのはし、いわゆるかべから、スタート台の方から6メートルまでの水深が、1.35メートル未満のプールではスタート台の設置を禁止ということで規則がうたっています。

ただ、スタート台のガイドラインというもので、水深とそれから水面からスタート台までの高さの関係で、これ未満のところでもガイドとしてラインが出ていますが、その中でも該当しないと、それを満足するような施設ではないというところですよ。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 日吉津はちなみに水深はなんぼ。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 日吉津の場合がスタート台の場所が、水深が1メートルで水面から35センチの高さがスタート台の高さとなります。スタート台は30センチなんですけど、水面からプールサイドまで5センチの高さがありますので、合計すると水面から35センチの高さがスタート台の高さとなります。

スタート台の方が1メートルで25メートルプールの中央部に行きますと1.2メートルの水深は

ありますが、それは深さを中に勾配を付けるためにそうになっているだけで、両端の 25 メーターの両端にスタート台がありますが、それぞれそのスタート台の高さは 1 メーターの深さです。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 修君） 安全上足りないというのだったら、根本的に一番初めに考えるのは改修の方でしょう。競技内容を変えるんじゃないし、直しやいいでしょ直しや。安全な方に、そげじゃないつまでたっても同じことですよ、だって、ねえ。普通考えたらそうですよ。こう飛び込んで危ないから飛び込むのをやめなさいじゃないですよ。飛び込んでもいいように直しなさいよ、そこは。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） さきほどガイドラインでもうたっていますが、1 メーター35 センチのプールを造ると今度は逆に、飛び込まない時の状態でプールの深さがどうなのかというところですが、先ほど 25 メーターの中央部で 1.2 メーターあるというお話しをしました。小学生の 1、2 年生は小プール 70 センチのプールを使っていますが、3 年生以上はこの大プールの方で泳ぐ練習をしますが、その時中央部の 1.2 メーターだとなかなかこの口が出てこない。立てないという児童が多く見られます。

こうスロープによりかかってくるというような恰好になるんですが、途中で息継ぎのためなかなか 25 メーター泳げないという状態の時に途中で足をつこうと思ってもつま先立ちしてやっと顔が出るか出ないかというような深さがあって、この日本水泳連盟の中でも、飛び込みをするための深さを全体的にすると一般的なプールの使用が困難になるということがありますので、そこら辺はなかなか難しい。競技用のプールは競技用のプールとしてやはり整備の整ったところで飛び込みの練習をさせるというところだと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 以上で加藤議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔「ありません。」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 2 議案第 35 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 35 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません。」呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第3 議案第36号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第36号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません。」呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

ここで10分の休憩を入れます。暫時休憩をお願いします。

午前10時39分休憩

午前10時50分再開

日程第4 議案第37号 から 日程第6 議案第39号

○議長（山路 有君） 再開します。日程第4、議案第37号から日程第6、議案第39号までは日吉津村固定資産評価委員会委員の選任についてですので一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。あの、人に対してどうこうということではありません。この任期中にですね、この固定資産審査委員会にかけられるような案件があつて、委員会が開かれたかどうかということをお教え下さい。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員のご質問にお答えいたします。固定資産の評価審査委員会の委員さん任期中に会の開催はございませんでした。案件はございませんでした。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「ありません。」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第 7 議案第 40 号 から 日程第 16 議案第 49 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 40 号から日程第 16、議案第 49 号までは日吉津村農業委員会委員の任命についてですので一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） 2 番、景山です。あのなんでもないことなんですけれども、11 名の自薦他薦がありまして 10 名ということになったわけなんですけれども、わたしはいろんな考えから正しい選択だったと思うんです。ただ今年から、ずっと 3 年間で担ってもらいたいですけれども、本当に農業委員としての役割を、本当に元気出してやってもらいたいと思っておるんです。

それで農家住民のどげって言うだ、行動力をまあ示すというには若い人が必要だと思っておるんですけれども、46 年から 16 年生まれの生まれ幅広いんですけれども、まあ若い人もおられると思うんですけれども、なんかどういったらいいんですかね、若い人が農業委員という立場になるには無理なんでしょうか。こういうまあ期待をしたいと思うんですけれども、そのまあ手上げ方式で選ばれないけん部分があると思うんですけれども、なんかもっと若い人でこれから将来のある人に、農業委員という役割も務めてもらいたいとわたしは思うんです。どうなんでしょう。簡単にいいです。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 景山議員のご質問にお答えします。若い方を入れるっていうことは、国の方から示されております内容にもありますけれども、今回みますとだいたい 60 代が多い、それ以上の方もいらっしゃいますけれども、まあ担い手なり認定農業者なり、現在若手の就農者が増えてきている状況でありますので、こちらの方としましてもそういったような方にどんどん出てきていただきたいという希望はございますけれども、月に 1 回総会ということで出ていただくという、まあありますので、そういった中で今回手を上げていただいた方 40 代の方がおられますけれども、なかなかまだ新規就農でいらっしゃるのかそういったような方につきまして、なかなか時間的な余裕がないのかなという部分もちょっと感じるころではあります。以上です。

○議長（山路 有君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。ありがとうございます。本当にそのことだと思ってくれるけれども、ただ、今一つ付け加えちゃいけないんですけども、いま選ばれるという10人の方がどうのこうのただないですので、実績もありますし、一生懸命頑張っておられる方ですので、そういう思いを越して将来の方ということの質問だったですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で景山議員の質疑を終わります。ほかにありませんか。

はい、三島議員。

○議員（5番三島 尋子君） 5番、三島です。この農業委員さんを選ぶに対しては、村長が最初決められて提案をされるわけですけども、農業委員会委員さんを、新体制を作るにあたっての申し合わせではないですが、検討がされておりますね。選出母体といいますか推薦をしてくるとこってということが説明は受けたんですけども、農業関係者で国へって、その内訳を見ますと地域代表ということで地域が実行組合6名、あとが農業団体代表者等ということで3名、あと非利害関係者で1人ということがありますね。その中でうち6名を実行組合が占めるということになりますけれども、実行組合さんというのは農業をしておられる方ですので、それはよくお分かりにはなっておられると思ひますけれども、やはり自分のところだけではなくて村全体を考えた中で検討をしていただくということで、日頃から思っておられると思ひしておりますが、そういう中で今回の推薦にあたってですね、どう感じられたのかなということの一つ思ひますし、農業団体というのが出てますけれども、そういう中全部考えて見ますと村長が選べるというのは非利害者という所の一人ということになるのかなと思ひますね。

法によりますと女性とか、先ほどありました若手とか、年齢をあまりこうかたよらないようにとかありますけれども、その点を考えた時に村長が日吉津村の農業を今後考えた中で、推薦していく中でですね、1人の枠でいいのかなっていうことを思ったりをしました。

消費者ということもありますし、全体を考えてどうお考えになったのかということを感じていきますので、その点をお伺ひしたいと思ひます。

それと推薦がオーバーした場合ですね、適切な選考してということが掲げられておりますけれども、その点選考委員さんをして選考しましたということがありましたけれども、その選考委員というのはどういうふうにして選ばれるのかなということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 村長。

○村長（石 操君） どう感じたかということでありますけれども、今わが村で農業を考えた時

には、非利害関係人というのは国の法律の規定でありますけれども、それ以外では人選的にはすべての組織を網羅しながら実行組合で推薦をいただいた方、さらには公募に応じていただいた方を今回提案することができたというふうに思っていますので、今回の改正において特に農業委員さんが利用集積を、農地の農業の合理化をはかって利用集積をするという国の高い目標がありますけれども、そうはいつでも、十分に国の意向だけでは動きづらいところがあるというふうに思っていますので、そういう意味では地域の実情をよく御存じの方、さらには組織としてどうあるべきかというようなこともご議論いただける人選になったというふうに考えておりますので、そういう意味では最適の人が選考をされたということだと思っています。

で、選考委員会はどのように決めるのかということでもありますけれども、選考委員は事務的などちらかといえば動きをしたところでありまして、その1人はかつての農業の担い手としてやられた方、農業委員さんをやっていただいた方のOBですけれども、この方を1人と、それからもう1人の方は、今回の農業委員会の選任にあたり農業委員会法の改正もあったわけでありまして、そこに利害関係人となられない農業者の方をお選びをして、それからそれ以外には総務課長と担当課長が委員になって人選をしたということでもありますので、そういう意味では公平な人選が、選考ができたといふふうに思っております。

以上、実行組合なり公募に応じていただいた方そして選考にも公平であったというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 三島議員よろしいですか。以上で三島議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。女性委員さんが任命するに至らないというその原因を村長どのようにお考えになってますか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 女性として活動をしていただいております、わが村の女性の団体に相談をさせていただきました。何団体かありますけれども、そこではさまざまな事情で、農業委員さんに女性団体としては推薦しきれないということがございましたので、それは当然前段で、こういうことで農業委員会法が改正にもなって、特に地域の中で女性の占める、こういう女性の意見の占めることも大事だという中での協議をさせていただきましたけれども、現実的にはその仕事に出てやっていくというところでは、どういうんでしょうか、あの、どなたが過不足があるというこ

とではありませんけれども、もう一つ荷が重たいなということであったかなあというふうに、表現としては適切ではありませんけれども、そういうことであったというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

以上で江田議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 50 号

○議長（山路 有君） 日程第 17、議案第 50 号財産の処分についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） だいたいこの処分地の場所、財産の処分の場所等については一回、たしか現地を見さしていただいたので承知しておりますけれども、この土地というのはいつ頃どのような経緯で取得されたもので、何か目的があったのだろうか、あるいは当時、価格はどれくらいだったのだろうか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。当時の価格、それから時期についてはちょっと手持ち資料がありませんので、今お答えできません。失礼いたします。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） あのまた、わかれば教えていただきたらと思います。

あの、条例ではいわゆる議決がいる財産処分の価格というのは、多分 700 万だったと思います。これは米子との共有地ということで、今回米子の方が処分されるということでうちの方もというように伺っておりますけれども、これはあのうちの方はやっぱり持分 600 万ということですが、境界がないし共有地だからということの今回の議決で上げてこられた。600 万ですけれども上げてこられたということなんですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 金額が700万ということではなくて、5000平米以上ということ、8837.69平米ありますので、その部分の共有地ということ、4分の1と4分の3ということ、今回議決を求めるものであります。

○議長（山路 有君） 井藤議員よろしいですか。

○議員（8番 井藤 稔君） はい、結構です。

○議長（山路 有君） はい、以上で井藤議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次回本会議は6月23日午前1時30分から行いますので御参集下さい。

午前11時08分 散会
